

予約型乗合タクシーのご利用案内

町では高齢者や障害者の方々（交通弱者）の交通移動手段を確保し、生活支援や閉じこもりを予防することを目的に、平成23年4月から「予約型乗合タクシー」の試行運行を開始、平成25年4月から本運行を実施しています。

この事業の実施に当たっては、特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用して基金を造成し、安定的かつ継続的な運営を図っています。

【予約型乗合タクシーとは】

予約をした利用者を順番に回り、自宅から目的地へ送迎します。町内のタクシー事業者が、予約のあった便のみ運行します。予約人数により送迎時間が異なります。

【運行区域】

町内全域（十勝岳温泉地区は除く）

【利用対象者】

運行区域内に居住する方で次のどちらかに該当し、自分で乗降できる方

①65歳以上の高齢者

②65歳未満の方で障がい者手帳等をお持ちの方

※自分で乗降できなくても、介助者がいれば乗降できる場合は利用できます。（介助者も同料金で乗車できます。）

【利用料金】

一回につき200円

【運行日】

・月曜日から土曜日（祝日を除く）

【時刻表】

自宅発（行き）				目的地発（帰り）			
1便	2便	3便	4便	1便	2便	3便	4便
8:00	9:00	13:00	14:00	11:00	12:00	15:00	16:00
予約した人の中で一番遠い人の家から出発します。				タクシー会社から一番近い予約のあった場所から迎えに行きます。			

【予約方法】

利用したい便の1週間前から1時間前までにタクシー事業者（予約型乗合タクシー専用番号）に予約します。

受付時間 上富良野ハイヤー午前7時00分～午後8時00分（日・祝日も受付しています）

十勝岳ハイヤー午前7時00分～午後8時00分（日・祝日も受付しています）

【利用方法】

利用希望者は事前に役場で利用登録をします。登録した方には登録カードを発行します。

利用したい便の1週間前から1時間前までにタクシー事業者（予約型乗合タクシー専用電話）へ利用予約します。

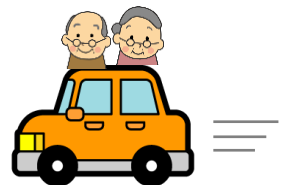
自宅までタクシーが迎えに来るので乗車し、同じ便に予約した他の人を乗せながら目的地へ向かいます。乗車の際にカードを提示してください。

【利用登録について】

上富良野町役場総務課にあります利用登録申請書に必要事項を記入のうえ、総務課へ提出してください。（認印をご持参ください）
利用登録申込みをされた方には「登録カード」と「利用の手引き」を送付します。
利用は「登録カード」が届いてからになります。



目的地に到着したら、運転手に料金を支払って下車します。



【お問い合わせ】 上富良野町役場 総務課財政管理班 TEL0167-45-6980

